

高松市保険給付費適正化プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 増大する国民健康保険及び介護保険に係る保険給付費の適正化について、関係課が連携を強化し、効率的・効果的に集中して取り組むため、高松市保険給付費適正化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 プロジェクトチームの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 保険給付費の実態に係る分析に関すること。
- (2) 保険給付費の適正化に関する計画の策定及び検証に関すること。
- (3) 疾病の早期発見及び予防、後発医薬品の活用その他保険給付費の適正化に関する周知啓発に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、プロジェクトチームの設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、リーダー及び班員で組織する。

- 2 リーダーは健康福祉局次長（政策担当）を、班員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 リーダーは、会務を総理し、プロジェクトチームを代表する。

(会議)

第4条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集し、リーダーは会議の議長となる。

- 2 プロジェクトチームの会議は、リーダー及び班員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 リーダーは、所掌事項に関し必要があると認めるときは、班員以外の者から資料の提出、意思の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第5条 プロジェクトチームの事務局は、健康福祉局国保・高齢者医療課に置く。

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーがプロジェクトチームに諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職 名
福祉事務所長
長寿福祉部長
政策課長
協働コミュニティ推進課長
国保・高齢者医療課長
長寿福祉課長
介護保険課長
地域包括支援センター長
健康づくり推進課長
産業振興課長